

社会福祉法人等による

利用者負担軽減制度についてのお知らせ

社会福祉法人等が、社会的役割として所得の低い方の利用者負担軽減に取り組むことにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

軽減を受けるためには、市に「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請」を行い、「確認証」の交付を受けることが必要です。（※軽減の要件については裏面参照）※ただし、すべての社会福祉法人がこの軽減を実施しているわけではありませんので、詳しくは利用される各事業所にご確認ください。

軽減の対象となるサービスは？

★社会福祉法人が行う介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です。

★前記サービスの利用者負担額、並びに食費、居住費（滞在費・宿泊費）が対象になります。

★有効期限 令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

（前年度の確認証をお持ちの場合は、毎年、更新の申請手続きが必要です。）

軽減の程度

★裏面記載の軽減の対象となる要件を全て満たす場合に適用されます。

	利用者負担額 (1割負担)	食 費	居住費 (滞在費・宿泊費)
生活保護受給者	—	—	100%
生活扶助基準見直し に伴う特例措置対象者	25%	25%	100%
老齢福祉年金受給者	50%	50%	50%
それ以外の生計困難者	25%	25%	25%

裏面もご覧ください

軽減の対象となる要件

《対象者》

介護保険料の滞納がなく、市民税世帯非課税で下記要件を全て満たし、生計困難と市が認めた人、生活保護受給者および生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない（被扶養者でない）こと
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと

☆ ①・③～⑤については、申請時に確認を行ないます。

☆ ②については、後日金融機関に預金調査を行ないます。調査の関係上、決定までに1ヶ月以上お時間をいただく場合があります。御留意ください。

※介護保険負担限度額の認定済（申請中）であることも条件となります。

手続に必要なもの

- ①申請者(対象者)及び住民票上の世帯全員の収入が確認できる書類

※源泉徴収票・年金支払通知書・その他収入を証する書類

- ②申請者(対象者)及び住民票上の世帯全員の預貯金通帳(定期預金含む)。

※令和5年1月から現在までの記帳がされたもの(ない場合、銀行の預金推移表など)

- ③申請者(対象者の身分証明証(マイソバーカード、免許証等)

- ④生活保護受給証明書(生活保護受給者の場合)

- ⑤代理で申請に来られる場合その方の身分証明証(マイソバーカード、免許証等)

※申請者の自署の場合、印鑑は不要です。(記名の場合、印鑑は必要)

自署でない場合、介護者である親族、それに準じる方の代筆が可能です。

《手続（申請）・相談窓口》

都城市役所本庁舎1階：オレンジ（7番）	介護保険課	(電話 23-2114)
山之口総合支所	地域生活課	(電話 57-3112)
高城総合支所	地域生活課	(電話 58-2312)
山田総合支所	地域生活課	(電話 64-1114)
高崎総合支所	地域生活課	(電話 62-1112)

※7月、8月におきましては、一括更新の時期のため、各市民センターにおけるリモート窓口に対応することができません。上記の窓口もしくは郵送にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。